



大正十年達第  
立七号附則ヲ  
以本条ニ廢止

達第三十七號

明治三十八年三月達第四十一號海軍探炭所ノ管轄スヘキ海軍炭山「御徳」ノ次ニ「大嶺」ヲ追加ス

明治四十五年四月一日 海軍大臣 男爵齋藤 實

達第三十八號

海軍探炭規程第二條炭種區別中雜用塊炭ノ次ニ「煉炭用粉炭」ヲ加フ

明治四十五年四月一日 海軍大臣 男爵齋藤 實

達第三十九號

海軍煉炭製造所工務規則左ノ通り定ム

明治四十五年四月一日 海軍大臣 男爵齋藤 實

六十三 海軍

海軍煉炭製造所工務規則

第一條 海軍煉炭製造所長ハ海軍艦政本部長ノ命ヲ承ケ煉炭ヲ製造スルモノトス

第二條 煉炭ハ其ノ品質ニ依リ左ノ如ク區別ス

第一種炭

海軍製煉炭 鑄形及製造年號ノ刻印ヲ附ス

英粉煉炭 櫻形及製造年號ノ刻印ヲ附ス

第二種炭

海軍製煉炭 波形及製造年號ノ刻印ヲ附ス

第三條 煉炭製造用材料及煉炭ハ凡テ海軍煉炭製造所通常物品會計官吏之ヲ保管シ煉炭ハ海軍艦政本部長ノ指定ニ依リ經營需品ヲ掌ル所ノ兵備品會計官吏ニ保管轉換スルモノトス

第四條 海軍煉炭製造所長ハ配付豫算内ヲ以テ事業ニ必要ナル職工人夫ヲ使役ス

第五條 煉炭ハ材料及職工人夫費ヲ併算シタル金額ヲ以テ其ノ原價トス

前項ノ原價ハ一噸ヲ單位トシ毎月一回之ヲ算出スヘシ

第六條 海軍煉炭製造所ニ於テハ左記事項ニ對シ適當ナル設備若ハ方法ヲ定メ海軍艦政本部長ヲ經テ海軍大臣ノ認可ヲ受ケテ施行スヘシ

一、機械取扱上生スル危險ヲ豫防スルコト

二、健康ヲ保全スルコト

三、風紀ヲ維持スルコト

四、公益ヲ害セサルコト

五、天災其ノ他非常ノ場合ニ對スルコト

第七條 海軍煉炭製造所ハ常ニ左記圖面及ヒ諸表ヲ備置クヘシ

一、建築物位置圖

二、鐵道線路其他家屋外ニ在ル機械ノ配置圖

三、建築物目錄(第一號書式)

四、機械配置圖及機械目錄(第二號書式)

六十四

海軍

第八條 建築物及機械ニハ總テ公稱番號ヲ附シ圖面及目錄ニ記載スヘシ

建築物ニハ其ノ名稱及公稱番號ヲ記シタル標札ヲ掲ケ機械ニハ白色ノ塗料又ハ見分け易キ方法ヲ以テ其ノ公稱番號及成ルヘク其ノ機械ノ能力ヲ記載スヘシ

第九條 海軍煉炭製造所長ハ機械ヲ増減購入若ハ廢却セントスルトキハ入費概算書ヲ添付シ海軍艦政本部長ヲ經テ海軍大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ購入ノ場合ニハ入費概算書ノ外第三號書式ニ依ル機械明細書ヲ添付スヘシ

第十條 海軍煉炭製造所長ハ毎月製造シタル煉炭ノ數量、代價並保管轉換及供給若ハ處分シタル數量ヲ翌月十五日迄ニ海軍艦政本部長ニ報告スヘシ

第十一條 海軍煉炭製造所長ハ事業ノ概況ニ就キ毎年九月末日及二月末日迄ノ分ヲ翌月末日迄ニ海軍艦政本部長ニ報告スヘシ

第十二條 海軍煉炭製造所長ハ毎年三月末日現存スル第六條各號ノ圖面及ヒ諸表ヲ謄寫シ四月末日迄ニ海軍艦政本部長ニ提出スヘシ但シ建築物等ニシテ將來建設スヘキ計畫ノ確定シタルモノ並諸機械ニシテ將來据付クヘキ計畫ノ確定シタルモノハ之ヲ圖面及

と諸表ニ掲ケ其ノ旨ヲ附記スヘシ

第十三條 海軍煉炭製造所ニ於テ餘力アルトキハ海軍部内ヨリスルモノニ限リ製造ノ依  
托ヲ受クルコトヲ得

附則

海軍煉炭製造所探炭及煉炭製造規程ハ之ヲ廢止ス (丙) 明治三十九年達海軍省令第六号

六十五  
海軍





海軍  
第陸四十號

海軍無線電報取扱規約中左ノ通改ム

明治四十五年四月八日

海軍大臣男爵齋藤實

第三十一條 海軍艦船ヨリ遞信省所屬無線電信局ヲ介シテ發信セルモノ、電報料金ハ總テ海軍省經理局ニ於テ之ヲ支拂フモノトス又海軍艦船ノ遞信省所屬無線電信局ヲ介シテ受信シタル電報ニ關シ不足料金アリタル場合亦同シ

第陸四十一號

明治四十三年達第九十八號中「水路部、海軍大學校」ヲ「水路部、海軍艦型試驗所、海軍大學校」ニ、水路部ニ在リテハ「ヲ」水路部、海軍艦型試驗所ニ在リテハ「ニ」改ム

明治四十五年四月八日

海軍大臣男爵齋藤實

十一海軍諸例則一八〇頁參照

六十六

海軍

第陸四十二號

汽船若宮丸ニ左ノ通信號符字ヲ點付ス

明治四十五年四月八日

海軍大臣男爵齋藤實

信號符字 船名

G Q D M 若宮丸

第陸四十三號

海軍高等武官補充條例ニ依ル各候補生ノ勤務報告ハ特ニ令スル場合ノ外實績練習一箇年ヲ經過シタルトキ及其ノ後六月三十日及十二月三十一日ニ於テ調製シ進達スヘシ

明治三十六年達第五十四號ハ之ヲ廢止ス

海軍大臣男爵齋藤實

大正五年達第七  
號ヲ以テ本號  
廢止



大正五年達第七  
號ヲ以テ本號  
廢止



第十四號

海軍准士官以上履歷書及身上取扱規則中左ノ通改正ス

明治四十五年四月十日

海軍大臣男爵齋藤實

第九條ヲ削ル

第十條 在京高等武官ハ十日以内ノ旅行ト雖尙左ノ區分ニ從ヒ豫メ其ノ發着ヲ人事局長ニ通知スヘシ

將官同相當官 常時

上長官士官 一月一日、二月一日、紀元節、天皇節ニ不在ノトキ

前項ハ豫備役後備役及退役ニ在ル者ニモ之ヲ適用ス但シ退役上長官士官ハ一月一日、一月二日不在ノトキノミ通知スヘシ

第十二條ノ二中「第八條」ヲ削ル

第十三條第二項中海軍大臣ノ下ニ「兵曹長全相當官及准士官ニ在リテハ其ノ在籍地守府司令長官」ヲ加フ



六十七

海軍

第十四條中「戰役」ヲ「軍務」ニ改ム

履歷書様式中

舊籍名	何藩	出生地名 及ヒ隠居	何國何郡區市町村 年號何年何月何日生	名	何	省姓アレハ之ヲ併記ス

出生地名 及ヒ隠居	何國何郡區市町村 年號何年何月何日生	名	何	某

履歷書記註心得ニ左ノ一項ヲ加フ

十一 履歷書ニ記註スルニハ總テ楷書ヲ用ウヘシ

附則

履歷書用紙ハ當分ノ内從前ノモノヲ使用スルコトヲ得

透第四十五號

委任任拂命令官代理規程別表中「海軍煉炭製造所煉炭部長」トアルヲ「海軍煉炭製造所先  
任所員」ニ改ム

明治四十五年四月十日

海軍大臣男 喬 資

六十八

海軍

1075



大正元年海軍  
百三十三号  
廢止

達第四十六號

海軍里程表別冊ノ通改正シ明治四十五年五月一日ヨリ施行ス但シ別冊ハ之ヲ要スル向ヘ

經理局ヨリ配付セシム

明治四十五年四月十六日

海

明治四十四年達百三十三号

海軍大臣 男 齋藤 實

六十九

海軍

1076

達第四十七號

明治二十四年三月達第四十四號海軍財取扱手續第十條ノ船舶財産簿其ノ他ノ書式ヲ別紙ノ通り改ム

別紙ハ經理局長ヲシテ之ヲ要スル向ニ配附セシム

明治四十五年四月十六日

海軍大臣 男 爵 齋 藤 實



七十

海軍

1077

達第四十八號

軍備補充費ヲ以テ製造スヘキ千五百噸汽船外一隻ニ左ノ通命名ス

明治四十五年四月十六日

海軍大臣男爵齋藤

實

馬公要港部附屬

千五百噸汽船

駒橋丸

馬公敷設隊附屬

大型マインボート

第一測天丸

七十一

海軍

1078



達第四十九號

明治四十三年達第五百十六號海軍砲隊取扱及記註心得中左ノ通追加ス

明治四十五年四月二十三日 海軍大臣男爵齋藤實

18 發射數圖(砲現狀報告ノ同圖及空放藥圖ヲ除ク)ニハ發射火藥ノ種類(種目不更)藥量及發射數ヲ記入シ現狀報告提出ノ際其ノ基面ニ寫シ取リ提出スヘシ但合計及累計欄内ニハ火藥種類及藥量ヲ記スルコト及ハス

達第五十號

艦船造修試験検査規則中左ノ通改正ス

明治四十五年四月二十三日 海軍大臣男爵齋藤實

附屬様式第九號表諸管ノ部中給水返具管ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ



七十二

海軍

「ポンモーターパイプ」

↑.....20'.....↓

紺青 白

アライメント管

吸管

淡紅 黒

送管

送管

淡紅 白

達第五十一號

明治三十六年達第六十五號中但書ヲ左ノ通改ム

明治四十五年四月二十六日

海軍大臣 男 爵 齋 藤 實

但シ雜役船舟製造用船體部材料ニ限リ逡信省ニ於テ定メタル造船規程ニ依ルコトヲ得

參照

明治三十六年達第六十五號ノ海軍造船材料試驗規格制定ノ件ナリ

達第五十二號

兵器造修試驗檢査規則中第十二條ヲ削除ス

明治四十五年四月二十六日

海軍大臣 男 爵 齋 藤 實

七十三

海軍

參照

○兵器造修試驗檢査規則第十二條被奉

海軍工廠長若ハ海軍造兵廠長ハ兵器ノ増設改造並重大ナル修理ニシテ前月中完成シタルモノヲ第六號表式

ニ依リ總守府司令長官ヲ經テ翌月五日迄ニ海軍工廠本部長ニ報告スヘシ



明治三十九年四月二十六日  
海軍准士官下士任用進級取扱規則

達第五十二號

海軍准士官下士任用進級取扱規則左ノ通改正ス  
(注) 明治三十九年達第五十二號

明治四十五年四月二十六日

海軍大臣 男 齋藤 實

海軍准士官下士任用進級取扱規則

第一條 艦團其ノ他各部ノ長ハ海軍准士官下士任用進級試験ヲ終リタル後部下ノ一等卒及下士中任用若ハ進級ニ適スル者ニ勤務評點ヲ附與シ此ノ評點ト試験成績、性格、技能、品行等トヲ參酌シテ拔擢名簿ヲ調製シ艦隊司令長官司令長官ヲ選カレサルトキハ首席司令官但シ選定艦隊司令官ヲ除ク以下之ニ依リ又ハ旅順鎮守府司令長官ニ屬スル者軍醫部員ハ各其ノ司令長官ニ、要港部司令官ニ屬スル者ハ各其ノ司令官ニ其ノ他ハ被拔擢者在籍ノ鎮守府司令長官ニ進達スヘシ准士官任用拔擢名簿ニハ履歴書寫ヲ添付スヘシ  
勤務評點ハ各自服務ノ狀況及成績ニ依リ拔群ノ者ニハ百點、優等ノ者ニハ九十點以上、佳良ノ者ニハ八十點以上、通常ノ者ニハ七十點以上ヲ附與シ以下此ノ標準ニ倣フモノトス

七十四 海軍

第二條 拔擢名簿様式第一ハ各在籍鎮守府ニ分チ更ニ之ヲ兵種等級ニ區分シ各別紙ニ調製スヘシ但シ一等筆記及一等廚幸ヨリ上等筆記ニ任用スヘキ者ニ在リテハ其ノ兵種ヲ區分セサルモノトス

- 一等兵曹ヨリ上等兵曹ニ任用スヘキ者ノ拔擢名簿ハ前項ニ依ルノ外左ノ如ク區分シ各別紙ニ調製スヘシ
  - 一 掌砲ノ職ニ充ツヘキ者
  - 二 掌水雷ノ職ニ充ツヘキ者
  - 三 掌帆ノ職ニ充ツヘキ者
  - 四 掌信號ノ職ニ充ツヘキ者
  - 五 掌電信ノ職ニ充ツヘキ者

第三條 鎮守府司令長官、艦隊司令長官又ハ要港部司令官ハ必要ニ從ヒ拔擢名簿調製官其ノ他ヲ會シテ拔擢名簿ニ就キ審議シ下士任用進級決定候補名簿及准士官任用候補名簿ヲ調製スヘシ但シ戰時若ハ事變ニ際シテハ本條ノ會同ヲ省略スルコトヲ得

第四條 下士任用進級決定候補名簿機式第二及准士官任用候補名簿機式第三ハ前條ノ區分ニ依リ調製スヘシ但シ艦隊司令長官又ハ旅順鎮守府司令長官ニ於テ調製スル准士官任用候補名簿ニハ各在籍鎮守府ヲ通シ一貫シタル順序ヲ附スルモノトス

准士官任用候補名簿ハ履歷書寫ヲ添ヘ海軍大臣ニ進達スヘシ

第五條 艦隊司令長官、旅順鎮守府司令長官又ハ要港部司令官ハ其ノ調製シタル下士任用進級決定候補名簿ニ就キ第二條ノ區分ニ從ヒ候補者ノ員數ヲ其ノ在籍鎮守府司令長官ニ通知スヘシ

第六條 鎮守府司令長官ハ在籍下士卒ヲ以テ補充スヘキ艦團其ノ他各部ノ定員及之レニ對スル補缺員ノ合計ヲ現在員准士官職務心得ハ此ノ中ヨリ除クニ比較シテ缺員ヲ算出シ之ヲ鎮守府、艦隊及要港部ノ候補員數ニ對照シテ任用進級セシムヘキ員數ヲ定メ艦隊司令長官、旅順鎮守府司令長官及要港部司令官ニ通知スヘシ  
前項定員ノ等級二級以上ニ跨ルモノハ之ヲ合計シ各級ニ等分スヘシ若シ端數ヲ生シタルトキハ最下級ヨリ一名宛ヲ加ヘ順次上級ニ及ホスモノトス

候補者少數ナル爲或等級ニ缺員ヲ生スルトキハ此ノ缺員ニ相當スル員數ヲ其ノ下級ニ於テ過員ト爲スコトヲ得

第七條 鎮守府司令長官、艦隊司令長官又ハ要港部司令官ハ前條ノ任用進級セシムヘキ員數以內ニ於テ下士任用進級決定候補名簿ノ順序ニ依リ現在所屬ノ如何ニ關セス任用進級セシム此ノ場合ニ於テ現在ノ所屬不明ナルトキハ在籍鎮守府ノ人事部長ヲ經テ其ノ旨ヲ本人ニ傳達スヘシ

前項ノ任用進級ヲ行ヒタル後上級ニ缺員ヲ生シ相當ノ員數ニ達シタルトキハ鎮守府司令長官ハ前條ノ規定ニ依リ更ニ任用進級セシムヘキ員數ヲ通知シ各司令長官、司令官ハ任用進級ヲ行フコトヲ得

第八條 決定候補名簿ハ其ノ調製ノ時ヨリ次回調製ノ時マテ効力ヲ有スルモノトス

第九條 任用進級ノ實役停年ハ准士官ニ任用ノ者ニ在リテハ八月三十一日、下士ニ任用進級ノ者ニ在リテハ二月末日、八月三十一日ヲ期限トシテ計算スヘシ

拔擢名簿ハ准士官ニ任用ノ者ニ在リテハ九月一日、下士ニ任用進級ノ者ニ在リテハ三

月一日、九月一日ノ現在所屬ニ於テ調製スヘシ  
援擧名簿ハ三月二十五日、九月二十五日迄ニ第一條第一項ノ司令長官又ハ司令官ニ進  
達スヘシ

准士官任用候補名簿ハ十月十五日迄ニ海軍大臣ニ進達スヘシ

第十條 戰時若ハ事變ニ際シテハ海軍大臣ハ前條ニ拘ハラス准士官ノ一部若ハ全部ノ准  
士官任用候補名簿ヲ進達セシメ又ハ下士ノ一部若ハ全部ノ下士任用進級決定候補名簿  
ヲ調製セシムルコトアルヘシ

第十一條 實役停年ヲ有スル者ニシテ援擧名簿調製期ニ接近シ所屬ニ異動ヲ生シタルト  
キハ前調製官ハ部下ニ在リシ間ノ勤務評點ヲ附與シ之ヲ新調製官ニ移牒スヘシ

第十二條 艦團其ノ他各部ノ長ハ實役停年ヲ有スル部下ノ下士又ハ一等卒ニシテ三月一  
日、九月一日以後ニ於テ任用進級セシムヘカラサル事由ヲ生シタル者アルトキハ援擧  
名簿ヲ進達シタル司令長官又ハ司令官ニ其ノ旨ヲ具申スヘシ但シ援擧名簿又ハ下士任  
用進級決定候補名簿ニ登載セサルコト明ナル者ハ此ノ限ニ在ラス

七十六  
海軍

下士任用進級決定候補名簿ニ登載ノ後ニ於テ任用進級セシムヘカラサル事由ヲ生シタ  
ル者アルトキハ該名簿ヨリ之ヲ除キ其ノ員數ヲ在籍鎮守府司令長官ニ通知スヘシ援擧  
名簿又ハ候補名簿ニ登載ノ者ニシテ該名簿進達ノ後ニ於テ其ノ位、勳、功、姓名ニ異動  
ヲ生シタル者アルトキハ第一項及第三項ニ準シ其ノ旨ヲ届出ヘシ

前二項ノ規定ハ准士官任用ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十三條 海軍准士官下士任用進級條例第十六條又ハ第十九條ノ規定ヲ適用スヘキ場合  
ハ海軍大臣之ヲ告達ス

第十四條 艦團其ノ他各部ノ長ハ部下下士卒中准士官下士任用進級條例第十七條又ハ第  
十八條ノ規定ニ該當スト認ムル者アルトキハ現役滿期又ハ召集解除ノ爲在籍鎮守府所  
屬ノ海兵團ニ入團セシムル際意見書第四式ヲ調製シ之ヲ海兵團長ニ移牒スヘシ  
海兵團長ハ前項ノ意見書海兵團長ノ部下ニ在リシ者ヲ添ヘ鎮守府司令長官ニ具申スヘシ

附則

本則ハ明治四十五年五月一日ヨリ之ヲ施行ス







様式第四

意見書

掌砲(掌帆)

入籍番號

官(職)

位勳功氏名

現官(職) 任命年月日

海軍出身年月日

實役停年

滿期又ハ解除ノ日  
ヲ海上勤務ニテ算ス

現役滿期又ハ召集解除  
年月日

賞

罰

從

軍

意

見

明治 年 月 日 職 爵 氏 名 印

(配註心得)

一等兵曹ヨリ上等兵曹ニ任用ノ者ニ限り掌砲、掌水雷、掌帆、掌信號、掌電  
信ノ區分ヲ要ス

七十九

海軍

大正九年  
第五十号附則  
海軍進級規則  
廢止

達第五十四號

海軍卒進級規則左ノ通改正ス

明治三十九年達第五十八号但明治三十九年達第五十四号

明治四十五年四月二十六日

海軍大臣 男爵齋藤 實

海軍卒進級規則

- 第一條 海軍卒ノ進級ハ總テ拔擢ヲ以テシ級ヲ逐ヒ陞進セシム
- 第二條 五等卒ハ海軍五等卒教育規則ニ定ムル教程ヲ終リタルトキ四等卒ニ進級セシム
- 第三條 海軍卒ハ實役停年最下期限ヲ超エ進級試験ニ合格シタル者ニ限り進級セシム但シ特殊ノ技能ヲ有スル者ハ試験ヲ行ハスシテ進級セシムルコトヲ得
- 戰時若ハ事變ニ際シテハ前項ノ試験ヲ行ハスシテ進級セシムルコトヲ得
- 進級試験ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム
- 第四條 實役停年最下期限ヲ定ムルコト左ノ如シ
  - 一 四等卒ヨリ三等卒ニ進ムハ海上勤務四月半若ハ陸上勤務六月但シ四等水兵



八十

海軍

掌信號兵若ハ普通科信號術練習生又ハ掌角兵若ハ喇叭隊練習生ヲ除ク

- 二 二等卒又ハ三等卒ヨリ各其ノ上級ニ進ムハ海上勤務六月若ハ陸上勤務八月
- 戰時若ハ事變ニ際シテハ實役停年最下期限ヲ其ノ半ニ減スルコトヲ得
- 第五條 實役停年ハ海上勤務若ハ陸上勤務ヲ以テ算ス
- 海上勤務ヲ陸上勤務ニ改算スルニハ海上勤務日數ニ其ノ三分ノ一ヲ加ヘ陸上勤務ヲ海上勤務ニ改算スルニハ陸上勤務日數ヨリ其ノ四分ノ一ヲ減ス
- 第六條 海上勤務トハ艦船ニ乗組ミ服務スルヲ謂フ其ノ艦船ノ種類ハ別ニ之ヲ定ム
- 第七條 海上勤務ノ者ニシテ公務ニ原因セサル傷痕、疾病ニ依リ陸上若ハ病院船ニ在リテ療養中ノ日數ハ海上勤務ニ算入スルコトヲ得ス
- 第八條 左ニ記載スル期間ハ實役停年ニ算入セス
  - 一 逃亡中ノ日數
  - 二 收禁又ハ處刑ニ因リ服務セサル間ノ日數但シ收禁後無罪ノ宣告アリタル者ハ此ノ

限ニ在ラス

三 自己ノ願ニ依リ歸省中ノ日數

四 正當ノ理由ヲクシテ敵ノ捕虜ト爲リタル間ノ日數

第九條 實役停年計算期ハ二等卒及三等卒ニ在リテハ二月末日及八月三十一日トシ四等卒ニ在リテハ四月三十日及十月三十一日トス

第十條 經國其ノ他各部ノ長ハ三月一日、九月一日現在ノ部下二等卒、三等卒及五月一日、十一月一日現在ノ部下四等卒ニシテ實役停年ヲ有シ進級試験ニ合格シタル者ニ勤務評點ヲ附與シ此ノ評點ト試験成績、性格、技能、品行等ヲ參酌シテ卒進級決定候補名簿ヲ調製シ候補者ノ員數ヲ在籍鎮守府ノ司令長官ニ報告スヘシ

勤務評點ハ海軍准士官下士任用進級取扱規則ヲ準用シテ附與スヘシ  
卒進級決定候補名簿ハ兵種、等級及在籍鎮守府ニ區別シテ調製スヘシ

第十一條 戰時若ハ事變ニ際シテハ海軍大臣ハ前條ニ拘ハラヌ經國其ノ他各部ノ長ヲシテ一部若ハ全部ノ卒進級決定候補名簿ヲ調製セシメ其ノ候補員數ヲ在籍鎮守府ノ司令

八十一  
海軍

長官ニ報告セシムルコトアルヘシ

第十二條 卒進級決定候補名簿ハ其ノ調製ノ時ヨリ次回調製ノ時マテ效力ヲ有スルモノトス

第十三條 鎮守府司令長官ハ在籍ノ卒ヲ以テ補充スヘキ經國其ノ他各部ノ定員及之ニ對スル補缺員ノ合計ヲ現在員下士ノ缺員ニ相當スル員數ヲ減シタルモノニ比較シテ缺員ヲ算出シ之ヲ前條ノ候補員數ニ對照シテ進級セシムヘキ員數ヲ定メ經國其ノ他各部ノ長ニ告達スヘシ

前項定員ノ等級二級以上ニ跨ルモノハ之ヲ合計シ各級ニ等分スヘシ若シ端數ヲ生シタルトキハ最下級ヨリ一名宛加ヘ順次上級ニ及ホスモノトス

候補者少數ナル爲メ或等級ニ缺員ヲ生スルトキハ此ノ缺員ニ相當スル員數ヲ其ノ下級ニ於テ過員ト爲スコトヲ得

第十四條 經國其ノ他各部ノ長ハ前條ノ進級セシムヘキ員數以內ニ於テ卒進級決定候補名簿ノ順序ニ依リ現在所屬ノ如何ニ關セス進級セシム此ノ場合ニ於テ現在ノ所屬不明ナルトキハ在籍鎮守府ノ人事部長ヲ經テ其ノ旨ヲ本人ニ傳達スヘシ

前項ノ進級ヲ行ヒタル後上級ニ缺員ヲ生シ相當ノ員數ニ達シタルトキハ鎮守府司令長官ハ前條ノ規定ニ依リ更ニ進級セシムヘキ員數ヲ告達シ艦團其ノ他各部ノ長ハ進級ヲ行フコトヲ得

第十五條 實役停年ヲ有スル者ニシテ卒進級決定候補名簿調製期ニ接近シ所屬ニ異動ヲ生シタルトキハ前調製官ハ部下ニ在リシ間ノ勤務評點ヲ附與シ之ヲ新調製官ニ移牒スヘシ

第十六條 艦團其ノ他各部ノ長ハ第十條ノ期日以後新タニ部下ニ入り且實役停年ヲ有スル者ニシテ進級セシムヘカラサル事由ヲ生シタルトキハ卒進級決定候補名簿ヲ調製シタル所轄長ニ通知スヘシ但シ卒進級決定候補名簿ニ登載セサルコト明ナル者ハ此ノ限ニ在ラス

卒進級決定候補名簿ニ登載ノ後ニ於テ進級セシムヘカラサル事由ヲ生シタル者アルトキハ該名簿ヨリ之ヲ除キ其ノ員數ヲ在籍鎮守府ノ司令長官ニ報告スヘシ

第十七條 戰時若ハ事變ニ際シ召集中ノ豫備役、後備役卒ハ必要ニ應シ現役卒ニ關スル

八十二

海軍

規定ヲ準用シテ進級セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ實役停年ハ現役及召集中ノ服務期間ヲ通算ス

第十八條 戰時若ハ事變ニ際シ勳績アル者又ハ多年現役ニ服シ實役停年ヲ超ニ且拔群ノ勤勞、顯著ノ成績若ハ俊秀ノ伎倆アル者ニシテ現役ヲ退キタルトキハ其ノ際特ニ進級セシムルコトヲ得但シ恩給ヲ受クル資格ハ前職ニ依ル

第十九條 豫備役、後備役卒ニシテ戰時若ハ事變ニ際シ召集中勳績アリタル者ハ召集ヲ解キタルトキ特ニ進級セシムルコトヲ得但シ恩給ヲ受クル資格ハ前職ニ依ル

第二十條 艦團其ノ他各部ノ長ハ部下ニ等卒以下ニシテ前二條ノ規定ニ該當スト認ムル者アルトキハ現役滿期又ハ召集解除ノ爲在籍鎮守府所屬ノ海兵團ニ入團セシムル際意見書ヲ調製シ之ヲ海兵團長ニ移牒スヘシ

海兵團長ハ前項ノ意見書ニ對シテハ同團長ノ意見書ヲ添ヘ鎮守府司令長官ニ具申シ認可ヲ得テ進級セシムヘシ

意見書ノ様式ハ海軍准士官下士任用進級取扱規則ニ依ル

第二十一條 左ニ記載スル場合ニ於テハ經國其ノ他各部ノ長ハ前諸條ノ規定ニ依ラスシテ部下ノ卒ヲ進級セシムルコトヲ得

一 敵前ニ在リテ殊勳ヲ奏セシトキ

二 戰時ニ在リテ人員多ク缺乏シ進級ニ關スル規程ニ依ルコト能ハサルトキ

第二十二條 本則第十七條又ハ第二十一條ノ規定ヲ適用スヘキ場合ハ海軍大臣之ヲ告達ス

附則

本則ハ明治四十五年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十七年十二月達第百七十一號ハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス

